

田辺市周辺衛生施設組合事務局設置条例

制 定 昭和52年 1 月 18 日 条例第 6 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(設置)

第 1 条 田辺市周辺衛生施設組合に事務局を置く。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、田辺市周辺衛生施設組合に関する事務を処理する。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月 1 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。